

(3) 2007年(平成19年)2月15日

「夢の新薬」として二〇〇二年に販売された肺がん治療薬「イレッサ」には従来の抗がん剤に比べ患者の延命効果がないことが輸入販売元のアストラゼネカ社の臨床試験報告でわかりました。報告内容は二月一日に厚生省の審議会で検討されましたが、延命効果がないことをアストラゼネカ社が医療現場に伝えられました。これに対し、「薬害イレッサ原告団」などは、「新規患者の投与を早急に禁止すること」「これまでの副作用被害の責任をアストラゼネカ社と国は直ちに認め、被害の賠償をすること」などを求める声明を発表しました。同社はヨーロッパでは承認申請が取り下げられ、アメリカでは新規患者への使用が禁止されています。

は國やアストラゼネカ社の

前者のガイドラインは、

使用継続を前提に学会が作成したものの、現在、市民団体がガイドライン作成に関与した医療関係者と製薬メーカーとの関係を追及しています。後者の「東洋人への効果については今回メーカー側が提出した臨床試験データによって否定されこととなりました。

この試験データは二月一日、厚生労働省の審議会の場で検討されました。内容はイレッサと従来の抗がん治療薬との副作用が比較して東洋人であってもイレッサには「延命効果」のないことがわかったのです。

しかし、審議会および厚生労働省は、この事実を医療現場に情報提供するようアストラゼネカ社と国は副作用被害の責任を直ちに認め、被害の賠償をすること」などを訴えます。

新規患者の投与を禁止している背景には、日本肺がん学会のガイドラインの存在と、「東洋人には効果がないなどの根拠ない報告がある」などの根拠ないです。それによると、イレッサを投与した患者

薬害イレッサ「延命」に猛抗議

効果ないのに 使用継続決定

「イレッサ」は世界に先駆けて〇二年に日本で販売されました。当時は「夢の新薬」との触れ込みで、肺がん治療薬として盛んに使われました。しかし、間もなく日本で使用され続けられることとなりました。

この試験データは二月一日、厚生労働省の審議会の場で検討されました。内容

はイレッサと従来の抗がん治療薬との副作用を比較して東洋人であってもイレッサには「延命効果」のないことがわかったのです。

しかし、審議会および厚生労働省は、この事実を医療現場に情報提供するようアストラゼネカ社と国は副作用被害の責任を直ちに認め、被害の賠償をすること」などを訴えます。

と、従来の抗がん剤投与患者とを比べると、一年未満の生存率がイレッサ投与患者の方が劣るとの結果となっています。従来の抗がん剤では一人の死亡者も出ないのに、イレッサでは三人もの間質性肺炎による死亡例が出たことも示されています。

他の抗がん剤と比較して東洋人であってもイレッサには「延命効果」のないことがわかったのです。月二日、「声明」を発表し、

つたそうです。

薬害の根絶は、まず責任

を認め、被害者を救済する

こと

ことが出発点となります。

以上のことを主婦連合会も

強く求めます。